

## 4月から児童扶養手当額が変更になります

児童扶養手当額は、毎年の消費者物価指数の変動に応じて改定する物価スライド措置がとられています。

児童扶養手当額は、毎年 平成29年全国消費者物価指数の実績値（対前年比0.5%増）に伴い、平成30年度の児童扶養手当額については、0.5%の引き上げとなります。

平成30年度の児童扶養手当額（月額）

		平成30年3月分まで	平成30年4月分から
本体額	全部支給	42,290円	42,500円 (210円増)
	一部支給	9,980円～42,280円	10,030円～42,490円 (50円～210円増)
第2子加算額	全部支給	9,990円	10,040円 (50円増)
	一部支給	5,000円～9,980円	5,020円～10,030円 (20円～50円増)
第3子以降加算額	全部支給	5,990円	6,020円 (30円増)
	一部支給	3,000円～5,980円	3,010円～6,010円 (10円～30円増)

※問合せ先 こども課 子育て支援係 ☎92-7968

## 平成30年度 あん摩・はり・きゅう等の施術券を交付します

町では、高齢者の心身の健康保持を目的に、65歳以上の方を対象とした、あん摩・はり・きゅう等の施術の助成を行っています。助成を希望される方は、施術券の交付申請を行ってください。

### ▽助成内容

申請日の属する月から当該年度末までの月数に2を乗じた枚数を交付し、施術1回につき1,000円以

内を助成します。

また、ひと月に利用できる施術券は4枚までとなっています。なお、助成は町指定の施術師にて施術を受けた場合に限りです。

※未使用の旧施術券（黄緑色）は、返還してください。

### ▽対象者

町内に住所を有する65歳以上の方（65歳になる月から申請可能）

※対象者への個人通知は、行っていません。

### ▽申請受付期間

3月26日（月）から随時

### ※申請・問合せ先

健康福祉課 高齢福祉係

☎92-7964

## 平成30年度 福祉タクシー利用助成券を交付します

町では、在宅の心身障がい者（児）の生活圏の拡大や社会参加の促進などを目的に、タクシー料金の一部を助成しています。助成を希望される方は、福祉タクシー利用助成券の交付申請を行ってください。

### ▽助成内容

申請日の属する月から当該年度末までの月数に3を乗じた枚数（透析治療を受けている方には6を乗じた枚数）の福祉タクシー利用助成券を交付し、1回の利用につき基本料金を助成します。リフト付きタク

シー利用助成券もあります。

※未使用の旧助成券（オレンジ色）は、返還してください。

### ▽対象者

町内に住所を有し、次のいずれかに該当する在宅の心身障がい者（児）

①身体障害者手帳の1・2級をお持ちの方

②療育手帳のA・Bをお持ちの方

③精神障害者保健福祉手帳の1・2級をお持ちの方

※自動車税、自動車取得税、軽自動車

車税の減免を受けている方や、入院・入所中の方は、対象外です。

対象者への個人通知は、行っていません。

### ▽申請に必要なもの

・対象者に該当する手帳・印鑑（認め印可）

### ▽申請受付期間

3月26日（月）から随時

### ※申請・問合せ先

健康福祉課 障がい福祉係

☎92-7964

日時：4月20日(金)

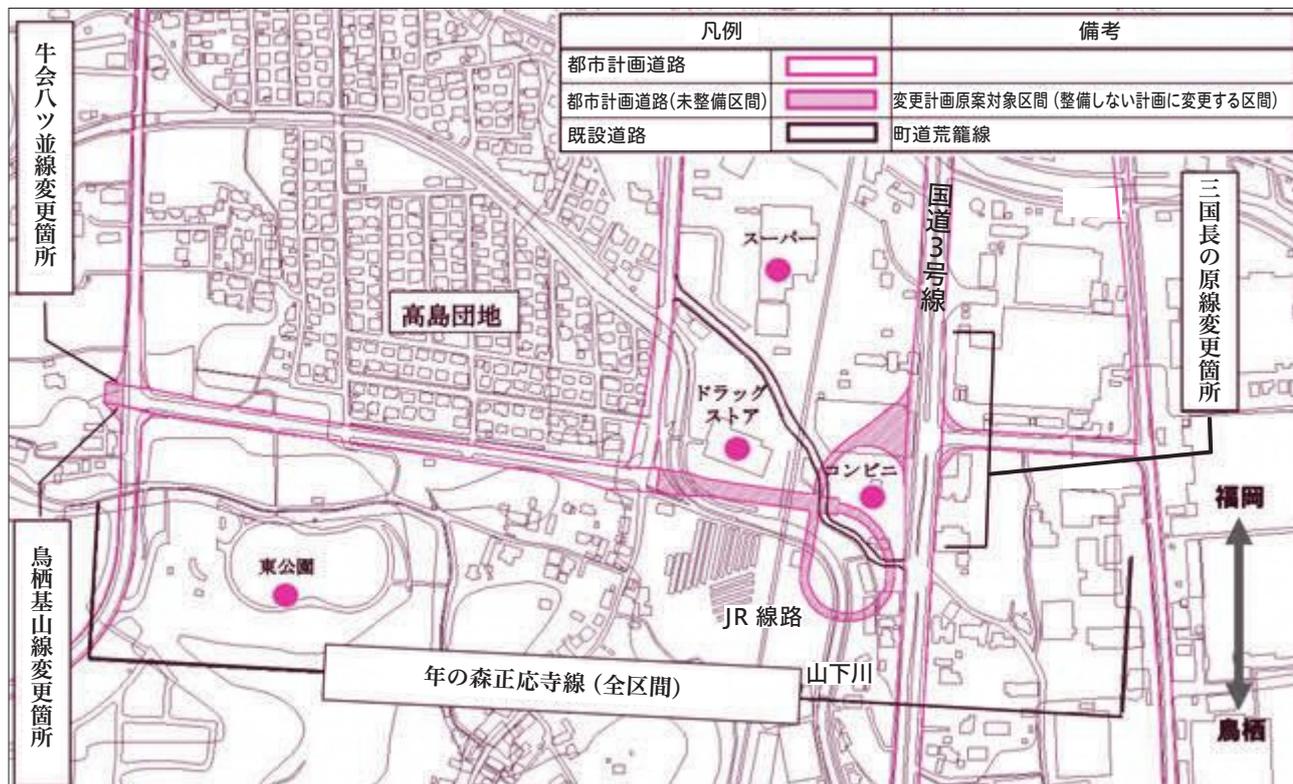
午後6時～

場所：基山町民会館

1階会議室

# 鳥栖基山都市計画道路の 変更計画原案に関する公聴会を開催します

都市計画道路「年の森正応寺線」の長期未整備区間について、都市計画道路としての位置付けを廃止する（整備をしない）変更計画原案を作成し、現在公表しています。この変更計画原案について、公開の場で意見陳述を行う公聴会を開催します。意見陳述のためには、公述人として事前に申し出る必要があります。



### ▷対象道路及び変更内容

- ① 3.4.6号年の森正応寺線 一部区間の廃止
- ② 3.4.119号鳥栖基山線 交差点部の区域変更
- ③ 7.5.1号牛会八ツ並線 交差点部の区域変更
- ④ 3.3.1号三国長の原線 交差点部の区域変更

### ▷変更計画原案の公表場所

基山町ホームページ、定住促進課(役場2階)、佐賀県庁都市計画課、東部土木事務所工務第1課

### ▷公聴会の公述申出の期間

- 対象道路①～③：4月17日(火)午後5時15分まで
  - 対象道路④：4月13日(金)午後5時15分まで
- ※公述の申出がない場合は、公聴会を中止します。  
中止の場合、原案の公表場所での旨をお知らせします。

### ▷申出書提出先

- 対象道路①～③：定住促進課(役場2階)
  - 対象道路④：佐賀県庁都市計画課
- ※任意様式で、住所・氏名・電話番号、意見の要旨及びその理由を記載し、郵送(申出期間内必着)又は持参により提出してください。

問合せ先 定住促進課 都市計画係 ☎ 92-7920 ☎ 92-0741 ✉ teiju-4@town.kiyama.lg.jp

有料広告

## 行政書士は皆様の身近な相談窓口です。石井行政書士事務所

(全国相続協会相続支援センター・三養基郡基山相談室)

〈 ご相談・お問い合わせ 〉

行政書士 石井 貞好

☎ 0942-48-5044、090-7159-1272

〒841-0201

基山町大字小倉332-32(高島団地北2丁目)